

令和 5 年度農地中間管理事業に対する評価

(農地中間管理事業の推進に関する法律第 6 条第 2 項の規定による評価委員会の意見)

令和 6 年 6 月 2 7 日

徳島県農地中間管理事業評価委員会

1 評価対象の事業年度 令和 5 年度

2 評価委員会開催日時 令和 6 年 6 月 2 7 日

3 評価

徳島県農地中間管理機構（以下「機構」という。）の役割は、令和 5 年 4 月の農業経営基盤強化促進法等の改正施行を受け、地域計画の策定作業への参画をはじめ、市町村の利用集積計画の農用地利用集積等促進計画への統合など、今後より一層重要性が増していることから、今後の農地中間管理事業推進にあたり、次の点に留意し取り組まれない。

（１）地域計画の策定について

市町村が策定する地域計画には産地振興の観点からの議論が重要であり、県下全体の農地利用を俯瞰できる機構が積極的に計画策定の場に参画している点は大いに評価する。

計画策定期限も迫るなか、引き続き J A や農業支援センター等の関係機関とともに地域計画の策定に携わっていただきたい。

（２）法改正への対応について

令和 7 年 3 月末が期限となっている地域計画策定後は、農用地利用集積計画（相対契約）が廃止され、農用地利用集積等促進計画（転貸契約）へ完全移行することを見据え、令和 5 年度からの適時適切な取組みについては評価する。

完全移行の期日も迫っていることから、事務処理のマニュアル化や市町村・農業委員会との業務連携等、引き続き円滑な制度移行と業務の推進に取り組んでいただきたい。

（３）農地中間管理機構関連農地整備事業の推進について

区画が不整形・狭小であったり、農道・水利施設が整備されていない農地は担い手への貸付も進まないことから、「農家負担ゼロ」で実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業は有効な手法であり、毎年１地区以上が事業採択されている点は大いに評価する。

今後とも、県をはじめ地元土地改良区や県土地改良事業団体連合会等の関係機関との連携を密にし、担い手が集積しやすく、また利便性の高い農地整備の実現に寄与していただきたい。

（４）借受希望農家に対する情報提供について

経営規模の拡大を指向する担い手など借受希望農家の中には、機構を利用したことが無い者も多く存在する。また、農地の借受を希望していても機構からの情報提供は機構ホームページ上での一覧表の提供にとどまっていることから、今後はユーザー目線に立ったマッチング機能の強化をはじめ、若手農業者の会合等の様々な機会を通じた機構業務の紹介、活用方法の周知を図っていただきたい。

加えて、市町村や農業委員会では市町村域を越えた情報提供には限界があることから、県域の情報を所有する機構への期待は高まっており、今後とも借受希望農家の負託に応えていただきたい。

（５）中間保有農地の管理について

受け手の都合による貸付農地の途中解約により、中間保有農地の面積が前年度より大幅に増加している状況が見受けられる。

除草作業等の保安全管理業務の増加により、担い手への農地集積促進や各種事業の推進などの機構業務に影響を及ぼすことが懸念されることから、当該農地の新たな借り手の掘り起こしに努めるとともに、出し手農家に対する賃料負担や除草作業等の機構負担の軽減策に取り組んでいただきたい。

（６）農地集積を支援する助成制度の拡充について

農業者が活用できる機構を通じた県の助成制度は地域計画の目標達成に主眼をおいた制度設計となっており、市町村における地域計画の策定や実行進度に格差がある中で、農地集積に取り組む担い手農家を等しく支援する制度設計となるよう、県への施策要望と予算確保に努めていただきたい。